

# 老人短期入所事業所愛華の郷運営規程

## 第1章 総 則

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人三愛会が開設する老人短期入所事業所愛華の郷（以下「事業所」という）が行う介護予防指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

- 2 この事業を推進するに当っては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設長は、この業務及び施設が法令等の定める所に従って設置運営されるよう配慮し、管理運営の適正化を図らなければならない。

### (事業所の所在地及び名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 老人短期入所事業所愛華の郷

(2) 所在地 藤枝市大東町58番地

- 2 指定を受けた利用定員を超えてはいけないものとする。ただし、災害時等やむを得ない場合は、この限りではない。

### (利用定員)

第4条 この事業所の定員は、次のとおりとする。

2階ユニットC(3丁目)	4人部屋(3室)	2人部屋(4室)	20名
--------------	----------	----------	-----

### (通常の送迎の実施地域)

第5条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 藤枝市、焼津市、旧島田市、吉田町

## 第2章 職員の職種別員数及び職務内容

### (職員の職種別員数)

第6条 この事業所に勤務する職種別職員数は、次のとおりとし、本体施設の職員と兼務する。

職名	配置基準
施設長	1名
事務員	
生活相談員	2名以上
介護支援専門員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	6名以上
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
医師	1名

### (職務の内容)

第7条 前条に規定する職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 医師 施設長の命を受け、利用者の健康管理と医療に従事する。
- (3) 生活相談員 施設長の命を受け、利用予定の調整、生活相談、生活介護に従事する。
- (4) 介護支援専門員 施設長の命を受けて、利用者の介護予防短期入所生活介護計画の作成及び変更業務に従事する。
- (5) 看護職員 施設長の命を受け、利用者の保健衛生、生活介護に従事する。
- (6) 介護職員 施設長の命を受け、利用者の生活介護に従事する。
- (7) 管理栄養士 施設長の命を受け、利用者の栄養管理に従事する。
- (8) 機能訓練指導員 施設長の命を受け、利用者の機能訓練に従事する。
- (9) 事務職員 施設長の命を受け、事務処理、経理業務、費用の請求受領に従事する。

### (職員の勤務体制の確保)

第8条 事業所は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう職員の勤務体制を定めておくものとする。

## 第3章 サービスの内容、利用料等

### (サービスの内容の説明)

第9条 このサービスの開始に際し、利用申込者又はその家族に対しあらかじめ運営規程

の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、概ね4日以上連續して利用することが予定される者においては心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ具体的な介護予防短期入所生活介護計画を作成し、サービスの内容、利用時間及び費用等について説明を行い同意を得るものとする。

#### (事業の内容)

第10条 この事業を実施するため職員に次の事項を実施させるものとする。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画の作成
- (2) 機能訓練及び日常生活の援助
- (3) 送迎、入浴及び食事の提供
- (4) レクリエーションの実施
- (5) 利用者及び家族からの生活相談
- (6) 認知症高齢者の介助及び援助
- (7) 要支援認定申請等の援助
- (8) 市町村、介護予防支援事業者、他のサービス事業者等との連携
- (9) サービス提供記録の作成
- (10) その他この事業に関する事項

#### (利用料等)

第11条 このサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領である場合の利用料の額はその1割又は2割の額とする。

2 前条の規定によるほか、利用者から次の利用料の支払を受けることができる。

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 食 費   | 1,380円（1日） |
| (2) アメニティサポート   | 実費         |
| (3) 理美容代  | 実費         |
| (4) レクリエーション活動費   | 50円        |
| (5) おやつ代  | 80円        |
| (6) 前各号に掲げるもののほか、介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの |            |

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで支払に同意する旨の署名捺印を受けるものとする。

#### (利用者の留意事項)

第12条 サービスの利用にあたって利用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし、集団生活を乱

すような言動を慎むこと

- (2) 利用者は、施設、設備を本来の用途にしたがって利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損若しくは変更をしてはならないこと
- (3) 利用指定日等の取り消し、変更をする場合は、事前に事業所に連絡すること
- (4) 外出の場合は、行き先とその理由及び事業所に戻る予定日時を申し出て、施設長の許可を受けること
- (5) 外出の予定が変更になった場合は、速やかに事業所に連絡すること
- (6) 火気使用指定場所以外で喫煙しないこと
- (7) 高額な現金、高価な物品は、事業所に持ち込まないこと
- (8) 健衛生上、居室内に腐敗しやすい飲食物を置かないこと
- (9) 職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動を行わないこと
- (10) その他、施設長や職員の指示に反する行為をしないこと

#### 第4章 その他運営に関する重要事項

##### (緊急時の対応)

第13条 利用者の家族等関係者と密な連絡を保持し、サービス提供中の死亡、入院等不慮の状況が発生した場合には、直ちに家族に連絡すること。また、入院治療等を必要とする場合に備え、あらかじめ協力病院を定めておくものとする。

##### (苦情処理及び損害賠償)

第14条 利用者又はその家族から苦情があった場合には、迅速、かつ、適切な対応をするものとする。

- 2 利用者又はその家族からの苦情に対して市町村が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合は、改善に努めるものとする。
- 3 利用者に対し賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

##### (非常防災対策の設定)

第15条 利用者の生命の安全を確保するために、別に定める防災規定により、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努めなければならない。

##### (衛生管理)

第16条 利用者が使用する施設、食器その他の設備及び飲料水について衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 職員及び利用者の清潔の保持並びに健康状態について必要な管理を行うものとする。

##### (掲示)

第17条 施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

##### (秘密の保持)

**第18条** 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員でなくなった者も同様とする。

**(職員の研修)**

**第19条** 職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

**(記録の整備)**

**第20条** 設備、備品、職員及び会計に関する記録を整備するものとする。

2 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存するものとする。

**(その他)**

**第21条** この規程に定めるもののほか運営管理に関する事項は、法人及び事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

**付則**

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

平成21年9月10日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成24年9月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年11月1日一部改正